

---

令和5年 第4回(定例)新宮町議会会議録(第3日)

令和5年12月12日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年12月12日 午後2時00分開議

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第1  | 第119号議案 | 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第2  | 第120号議案 | 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第3  | 第121号議案 | 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4  | 第122号議案 | 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第5  | 第123号議案 | 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について                   |
| 日程第6  | 第124号議案 | 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について                 |
| 日程第7  | 第125号議案 | 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について                |
| 日程第8  | 第126号議案 | 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について                |
| 日程第9  | 第127号議案 | 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について                     |
| 日程第10 | 第128号議案 | 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について                  |
| 日程第11 | 第129号議案 | 令和5年度新宮町一般会計補正予算について                       |
| 日程第12 | 発議第2号   | 新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第13 |         | 閉会中の継続調査申出書について                            |
| 日程第14 |         | 議員派遣の件について                                 |
| 日程第15 | 報告第25号  | 各常任委員会の報告について                              |

---

本日の会議に付した事件

- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 第119号議案 | 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第2 | 第120号議案 | 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第3 | 第121号議案 | 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 第122号議案 | 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |

- 日程第5 第123号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について  
日程第6 第124号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第7 第125号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について  
日程第8 第126号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について  
日程第9 第127号議案 令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について  
日程第10 第128号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について  
日程第11 第129号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について  
日程第12 発議第2号 新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について  
日程第13 閉会中の継続調査申出書について  
日程第14 議員派遣の件について  
日程第15 報告第25号 各常任委員会の報告について

---

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 江口 正明君  | 2番 片岡 誠治君  |
| 3番 温水 眞君   | 4番 安武久美子君  |
| 5番 庵原 伸一君  | 6番 西 健太郎君  |
| 7番 大牟田直人君  | 8番 横大路政之君  |
| 9番 北崎 和博君  | 10番 牧野真紀子君 |
| 11番 上畝地白馬君 | 12番 松井 和行君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 桐島 光昭君      副町長 …………… 田中 真人君  
教育長 …………… 小川 隆弘君

総務課長	……………	太田 達也君	地域協働課長	……………	片山 勇二君
政策経営課長	……………	井上 美和君	住民課長	……………	堺 好行君
産業振興課長	……………	森 真二君	環境課長	……………	安河内正路君
都市整備課長	……………	西田 大輔君	上下水道課長	……………	高橋 忠久君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	桐島 聡君
税務課課長補佐	……………	上田 久美君	子育て支援課課長補佐	……………	阿部 仁君
会計課主幹	……………	狩野 直子君	健康福祉課主幹	……………	高野 文明君

---

午後2時00分開議

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。こんにちは。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） それでは、配付の日程表により、本日の会議を開きます。

議案の審議に入ります前に、12月4日一般質問での発言について、訂正の申し出が庵原議員からあっております。

許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 12月4日、生涯スポーツの推進に向けた体育施設の整備に係る一般質問の際、弓道場については、もう糟屋管内では新宮町だけがないと発言しましたが、正しくは、弓道場については、糟屋管内1市7町中、新宮町を含む3町が整備されていないの誤りでしたので訂正いたします。

申し訳ございませんでした。

---

日程第1. 第119号議案

○議長（松井 和行君） 日程第1、第119号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第119号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定による電子署名等に関わる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備を用いた証明書の交付に関わる規定を整備するため及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、戸籍に関する事務の追加による手数料を定めるため、新宮町手数料条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでござい

ます。

内容について説明いたします。1ページをお願いいたします。新宮町手数料条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。この改正条例は法令の改正により、本町における住民票、印鑑証明、戸籍証明の交付方法の変更と追加等を行うもので、別表を改めるものとなっております。新旧対照表に沿って、ご説明いたします。なお、この新旧対照表では、改正箇所のみを下線を設けております。

16ページをお願いいたします。表中、印鑑登録証明書交付手数料の部の摘要欄に、利用者操作端末機交付利用の場合を含むを追加し、印鑑登録証明書交付手数料を庁舎内に設置の利用者操作端末機で申請した際にも、窓口交付と同様の料金であるとする規定を追加し、以下17ページから18ページまでにかけて、住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍証明について、各部で摘要欄に同様の規定を設けるものでございます。

18ページから20ページに及ぶ戸籍証明の手数料の部につきましては、戸籍法の新たな条項を追加し、予定されております戸籍証明の広域交付に対応させるものでございます。また、戸籍証明においては、19ページから20ページにおいて、戸籍証明の定義の変更とともに予定されております戸籍の電子証明書提供用識別符号の交付手数料についても、新たな規定を設けます。

25ページ、別表末尾の備考欄の改正につきましては、マイナンバーカードに加え、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンで、マイナンバーカードを用いなくてもコンビニ交付が可能となることに関し、これまでと同様に手数料を50円減額する規定を追加したものとなっております。附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年3月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第119号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第119号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2. 第120号議案

日程第3. 第121号議案

日程第4. 第122号議案

○議長（松井 和行君） 日程第2、第120号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第4、第122号議案までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため一括議題とし、一括の質疑の後、採決は議案ごとに行います。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第120号議案から第122号議案まで、一括して提案説明をさせていただきます。

各議案の説明の前に、今回の条例改正議案の要因となりました令和5年8月に出されました人事院勧告について、ご説明をいたします。

人事院勧告の給与勧告の骨子は、主に3点ございます。

1点目は、民間給与との格差0.96パーセントを埋めるため、初任給を含め若年層に重点を置き、俸給月額を引き上げること。

2点目は、ボーナスを0.1月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分すること。

3点目は、テレワーク中心の働き方をする職員の光熱水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設するというものでございます。ただし、この3点目の在宅勤務等手当につきましては、本町では現段階において在宅勤務等を中心とした働き方をする職員がいないため、条例改正は見送っておるところでございます。

それでは、第120号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。提案理由といたしまして、令和5年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきまして、第1条は令和5年度分の期末手当、勤勉手当及び給料表、13ページになりますけれども、こちらのほうが第2条ということで、令和6年度以降分の期末手当及び勤勉手当の改正を行うものでございます。

戻っていただきまして、1ページのほうでございまして、第1条の第21条第2項及び第3項、並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員と定年前再任用短時間勤務職員の12月期分の期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更、別表第1の改正につきましては、一般職給料表の改正で、13ページまでの改正を行うものでございます。

26ページのほうをお願いいたします。期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更につきましては、26ページの参考資料2でご説明をさせていただきます。今回の改正による期末手当及び

勤勉手当支給割合の年度別推移でございます。

現行の職員、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当は、6月期、12月期ともに、それぞれ1.20月と1.00月で合計4.40月となっております。

これを令和5年度は、12月期をそれぞれ0.05月引上げ、1.25月と1.05月といたしまして、合計を4.50月といたしております。6年度以降は、年間支給割合合計は4.50月で、6月期、12月期同率のそれぞれ1.225月と1.025月とするものでございます。

下の表の定年前再任用短時間勤務職員につきましては、6月期、12月期ともに、それぞれ0.675月と0.475月で、合計2.30月となっております。

これを令和5年度は、12月期をそれぞれ0.025月引上げ、0.70月と0.50月といたしまして、合計を2.35月といたしております。

令和6年度以降につきましては、年間支給割合合計2.35月で6月期、12月期同率のそれぞれ0.6875月と0.4875月とするものでございます。

13ページに戻っていただきまして、第1条の別表第1の改正後の規定につきましては、令和5年4月1日に遡り適用することを、附則の第1条第2項で規定をしておるところでございます。

改正のほうの第2条につきましては、第1条と施行期日が異なるために、第1条改正後に、さらに改正を加える、いわゆる2段階式となっておりますところでございます。

第2条の第21条第2項及び第3項、並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正につきましては、令和6年度以降の、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の改正規定となっておりますところでございます。

附則でございます。附則第1条第1項で、公布の日から施行すること。ただし書で、第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしております。附則第1条第2項につきましては、先ほどご説明をいたしました第1条の一部についての遡及適用の部分でございます。

附則第2条は、改正前に支給された給与は内払とみなす規定となっております。

14ページになりますけれども、附則第3条は、必要な事項を規則に委任する規定となっております。15ページから25ページまでは、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

続きまして、第121号議案でございます。新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、令和5年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。本議案の議会議員の期末手当の改正につきましては、人事院

勧告を受けまして、国会議員等特別職の期末手当の引上げに準拠するものでございます。

改正内容につきましては、第1条は令和5年度分、第2条は令和6年度以降分について改正をするものでございます。このことは、附則第1条第1項及び第2項に規定をさせていただいております。附則第2条は、令和5年度の期末手当は既に支給済みとなっておりますため、その部分の内払であることを規定をしております。

3ページをお願いいたします。内容につきましては、こちらも参考資料2でご説明をさせていただきます。今回の改正による期末手当支給割合の年度別推移でございます。

現行の期末手当は、6月期、12月期ともに1.65月で、合計3.30月となっております。これを令和5年度は、12月期を0.10月引上げまして1.75月とし、合計を3.40月といたします。

令和6年度以降は、年間支給割合合計3.40月、6月期、12月期同率の1.70月とするものでございます。

2ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

最後に、122号議案でございます。こちらは、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、令和5年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましても、第121号議案と同様、人事院勧告を受け、国務大臣などの特別職国家公務員の特別給の引上げに準拠し、町長等の期末手当の期別支給割合を改正するものでございます。

1ページのほうに改正条例、2ページに新旧対照表、3ページに参考資料2となっております。内容は、第121号議案と同様となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。まず、第120号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第120号議案は原案のとおり可決されました。次に、第121号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第121号議案は原案のとおり可決されました。  
次に、第122号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第122号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5. 第123号議案

日程第6. 第124号議案

日程第7. 第125号議案

日程第8. 第126号議案

日程第9. 第127号議案

日程第10. 第128号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第123号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第10、第128号議案までの6件は、人事院勧告に伴い、令和5年度特別会計、公営企業会計補正予算となっておりますので、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは、第123号議案から第128号議案までの議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第123号議案から第128号議案まで、一括して提案説明をさせていただきます。

各議案の説明の前に、今回の特別会計4件及び公営企業会計2件の令和5年度補正予算の議案につきましては、先ほどご議決をいただきました第120号議案の人事院勧告による給与条例の改正に伴い、人件費、給与、給料職員手当等のうち地域手当、期末手当、勤勉手当、共済費、共済組合負担金や社会保険料、退職手当組合負担金の補正と内容はなっておるところでございます。

それでは、第123号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,825万3,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目2節の給料、3節の職員手当等、4節共済費、18節の負担金補助及び交付金を増額をしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございます。5款1項1目1節前年度繰越金



で収支調整をしております。12ページから14ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、第124号議案でございます。令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算でございます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,700万1,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目2節の給料、3節の職員手当等、こちら18節負担金補助及び交付金を増額をしております。

8ページ、9ページの歳入をお願いいたします。5款1項1目2節職員給与費等繰入金で収支調整をしております。12ページから14ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、125号議案でございます。令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,726万2,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目2節給料、3節職員手当等を増額をしております。

8、9ページでございます。歳入、4款1項1目1節前年度繰越金で収支調整をしております。12ページから14ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、126号議案でございます。令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算でございます。1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,404万8,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費を増額をしております。

8ページ、9ページ、歳入でございます。4款1項1目1節前年度繰越金で収支調整をしております。12ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、127号議案でございます。令和5年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正予算額78万4,000円を増額し、合計7億3,308万4,000円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものでございます。職員給与費78万4,000円を増額し、合計6,841万7,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出のほうの説明をいたします。1款1項3目総係費の給料、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額及び退職手当組合負担金を増額をしております。4ページから6ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

最後に、第128号議案でございます。令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明をいたします。1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款、下水道事業費用、補正予算額96万5,000円を増額し、合計9億4,244万円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものでございます。職員給与費96万5,000円を増額し、合計5,007万3,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出をご説明をいたします。1款1項4目総係費の給料、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額及び退職手当組合負担金を増額をしております。こちらも4ページから6ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第123号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第123号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第124号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第124号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第125号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第125号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第126号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第126号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第127号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第127号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第128号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第128号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11. 第129号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第129号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第129号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、人事院勧告に伴うもの及び低所得者世帯支援給付事業に関するものでございます。1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,659万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,372万4,000円とするものでございます。

まず、人件費に関しましては、人事院勧告に伴う給与条例等の改正に伴い、職員等の給料、期末、勤勉手当及び関連手当等について、全般的に増額補正をするものでございます。

14、15ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費は、11月2日に閣議決定をされたデフレ完全脱却のための総合経済対策に、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を含めた重点支援地方交付金の追加が盛り込まれたことを踏まえ、令和5年度の非課税世帯等に対し、

7万円の給付を行うための事業費を計上するものです。

1節報酬及び8節費用弁償は、今回の給付事業に従事する日額の会計年度任用職員の報酬及び通勤手当を計上するものです。

10節需用費は、事業に係る用紙やトナーなどの消耗品費や封筒等の印刷製本費、11節役務費は、振込通知等の郵便料金や給付金振込の手数料、12節はシステムの改修委託料、18節は1世帯当たり7万円の低所得世帯支援給付金を計上するもので、対象世帯は2,400世帯と見込んでおります。

また、今回の補正につきましては、今回の給付事業に係る経費を見込み、6月に計上しました3万円の給付事業の執行残を勘案し、補正計上をしております。27節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、増額して計上しております。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。19款1項2目1節財政調整基金繰入金で収支調整をしております。20款1項1目1節前年度繰越金は、1億659万2,000円を増額し、5億2,142万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。

この予算書によりますと、給付金事業が一般財源からの財源ということになっていますが、これ国の給付金事業で、国からの手当ってというのは、どうなるんですかね。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） はい。国のほうからは、一応、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という形で手当てされるようにはなっているんですけども、こちらのほうが一般の補助金とは違いまして、交付金ということになっておりまして、今の現段階で支援枠として想定されている、内示といいますか、されているものが、こちらのほうで1億2,000万円程度で、まだ全額手当てされていない状態なので、きちんと交付決定がされた段階で措置をして、予算計上しようというふうに考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第129号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第129号議案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12. 発議第2号

○議長（松井 和行君） 日程第12、発議第2号、新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 発議第2号、新宮町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提出者、私、横大路政之。賛成者、庵原伸一、大牟田直人、西健太郎各議員でございます。

本条例の開示決定等の期限を、現行の30日以内から新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の開示決定等の期限の14日以内と合わせることで、個人情報の開示請求者からの要望に迅速かつ適切に対応できるようになる。

また、個人情報の保護の観点から、開示決定等の期限を短縮することで、個人情報の不正利用や漏えいのリスクを低減することができるようになります。

また、これにより新宮町情報公開条例の開示期限との整合性もとれることとなります。

以上のことから、新宮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するもので、新宮町議会議事規則第13条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

1ページをお願いいたします。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第13. 閉会中の継続調査申出書

○議長（松井 和行君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。別紙のとおり、各常任委員会から閉会中の継続調査の申出が提出されておりますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、これを承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第14. 議員派遣の件

○議長（松井 和行君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については別紙のとおり、議員の派遣を行いたいと思いますが、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、これを承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第15. 報告第25号

○議長（松井 和行君） 日程第15、報告第25号、常任委員会の報告を行います。

内容の説明を求めます。

総務建設常任委員会、西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 令和5年12月12日、新宮町議会、議長、松井和行様。総務建設常任委員会報告。令和5年第4回12月定例会における本委員会調査活動について報告いたします。

記。都市整備課。

1、スマートインターチェンジの設置検討に係る進捗状況について。（1）協議経過ですが、昨年の11月から先月15日までの約1年間で合計15回、関係機関との協議を行ったそうです。

（2）周辺交差点影響調査についてと（3）今後の予定については記載のとおりです。委員からは、県との都市計画道路三代～的野線の整備の話は、トップ同士の話なのか、担当者レベルの話なのか、実現性の担保はどうなるのかとの指摘があり、国土交通省、県、町、NEXCO西日本との勉強会の中での事業が決定されれば、県も関わるという県の発言が担保になると考えているとの回答を得ています。

2、都市再生整備計画事後評価について。記載のとおりです。委員より、新宮町の総合計画マスタープランとの関連性はどうなっているか、との質疑があり、関連は当然ある、どちらかというと個別の国の交付金や補助金を受けるための計画であるとの回答がありました。

3、新宮町立地適正化計画の策定について。委員より、パブリックコメントの意見者数と住民説明会の参加人数が少ないのではないかと、都市整備課としてどのように考えてあるのかとの質疑がありました。課としては、パブリックコメントについては、ホームページのアクセス数も含めて若干少ない感じも持っているが、今回の意見に関して、計画内容を触らないといけないような意見もなく、新宮町の都市づくりの方向性に関して、大きく不満を持つ住民はいないのではないかと、この考えを持っているとの回答を得ています。また、周知については、基本的にはActive新宮に載せての全戸配布、ホームページ等での広報を活用し、やるべきことはやっていると考え

えているとのことでした。

4、その他。久山町の道路検討に係る地元意見聴取結果については記載のとおりです。

また、そのほかとして、スマートインターチェンジの計画は、当初計画より1年ぐらいうずれるかもしれないという、そのずれた状態での推移は順調に進んでいるということで理解しているのか、との質疑があり、計画表の資料提出の要求をしております。

ほかに、下府地区土地区画整理事業、三代地区土地区画整理事業の人口予測及びテナントについての質疑があり、事業の中身が伝えられる状況になれば、公表するとの回答がありました。

上下水道課。

1、簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業の法適化について。記載のとおりです。これら2会計を水道会計と公共下水道会計に統合しない理由は、2会計が相島に限定するもので、一般会計からの繰入金で成り立つような形をとっており、これら2つの会計を水道事業ないし公共下水道事業に組み込んだとしたら、今やりくりをしている水道事業と公共下水道事業の運営を逼迫するような形になってしまう。また、へき地振興債を活用しているという特殊な事情があるためです。

2、集合住宅での漏水事故の報告について。記載のとおりです。

3、その他については、記載はございませんが、上下水道課で担当する4会計、水道事業、公共下水道事業、簡易水道事業、相島漁業集落環境整備事業が全て企業会計になることに伴い、令和6年度の予算書から上下水道課で、企業会計の分を一部完全に担当する形になるとの説明と、あとダムが水位が50パーセント強となっているので、雨も少ないので節水の協力を求める旨の要請がございました。

地域協働課。

1、花いっぱい運動支援事業の一部見直しについて。記載のとおりです。現行の対象団体としては、継続して花いっぱい運動に貢献できると町長が認めた団体としていて、主に行政区、それから行政から承認されているシニアクラブ、子ども会育成会などです。事前に登録された町民5人以上のグループにも補助しているそうです。地域協働課からは、新しく中央駅前区、パークシティ区、よつば区、湊坂区の住民グループが取り組んでいる一方、湊坂区、花立花区、桜山手区などが継続している団体になるんですが、どこも以前よりも申請金額が少しずつ減ってきており、立花口区や相島区はやめてしまっているという説明がありました。委員からは、事業所や区長会に対して参加の呼びかけをしてはどうかという意見がありました。

そのほか、イベントが2件報告されています。ほかに委員から、ホームページの情報更新の管理体制についての質問があり、各課に広報委員とあわせてウェブ委員を1人ずつ置いていて、定期的に各課担当課の情報内容チェックの指示は出している。ただ、その辺りが徹底ができていな

かったので、更新漏れが生じている。既に載せているホームページについては、全てのページを地域協働課だけではチェックができないので、担当課のほうでの定期的なチェックをさせるような形を考えているとの回答がありました。

政策経営課。

冒頭、町長に出席要請をし、委員が新たな取組や検証、検討が必要なものにつきましては、現在、所管課において検討してまいる所存です、という定例会初日の町長挨拶の願意について町長にただしました。

町長からは、長崎町政からバトンを受けたものと、これから検討を進めていきたい施策を担当課に指示して検討していますという表現をさせていただいたとの回答がありました。

このことに対して、委員のほうからは、町長が新たに移行するという場合は、逐一表明していただかないと誤解を招く可能性がある。現在の方向性という意味で、現状をきちっと具体的にいくらか織り込んでほしいとの要望がありました。

- 1、企業版ふるさと納税についてですが、記載の通りになります。
- 2、福岡県統計協会の解散についてと3、その他も記載のとおりです。

総務課。

1、ふるさと納税について。令和4年度11月末と比較して、寄附額が9億84万1,133円の増。寄附件数は7万9,808件の増で、対前年度比約38パーセントの寄附額の増となっています。市場の拡大が継続していると推測できることと、10月の制度改正前の8月、9月の寄附額が大きく増加したことが理由です。8月は前年度の約2.2倍、9月は前年度の約5.8倍もの寄附があった一方で、制度改正後の10月、11月の寄附は前年度寄附額の半分以下となり、大きく減少しているそうです。返礼品については、令和5年度12月1日現在において、件数ベースでハンバーグ、かき、餃子、むきエビが上位となっています。

2、普通財産の貸付等について。（1）普通財産の貸付については、記載のとおりです。（2）普通財産の払い下げ、売却の②について、隣地の地権者が通行している普通財産であるが、売却によって、それらの地権者が自由に行き来できなくなるようなことはないか、との質疑がありました。これに対し、売却先の方が、隣地の地権者との間で承諾を得ており、現状では心配ないと考えているとの回答がありました。（3）町営住宅雲雀ヶ丘団地跡地の処分について。委員より、議決案件ではないが、公告した段階で公表できるようになれば、募集要項は議会のほうへ情報として出してほしいとの要請がありました。

3、住宅新築資金等貸付事業について。委員より、土地がある場合、その土地の所有権は町で担保設定していないのかとの質問がありました。このことについて、土地も住宅もないような状況になっているとの回答があつています。



その他。賀詞交歓会は、式典と交歓会を実施する予定にしています。

例規改正予定について、記載の条例を改正予定です。2つの条例については、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにするために必要な例規整備を行うものです。

税務課。

1、租税教室の開催について。2、確定申告関係については、記載のとおりです。3、その他について。3月議会での結果報告の中で、最終的な結び総括として、再発防止の処理体制をどう構築するかの説明はきちっとしていただきたいとの意見が出されました。

住民課。

1、マイナンバーカードの交付状況等について。記載のとおりです。委員より、出張申請サポート事業を更新の手続きに利用することができるようにならないか、との提案がありました。課より検討したいとの回答を得ています。

2、手数料条例の改正について。記載のとおりです。特に質疑はありませんでした。

3、第3期データヘルス計画の策定について。新宮町の1番の課題としては、特定健診の受診率で、実際30パーセント台でずっと推移しています。

ほかにも、生活習慣病に関わる個別の保健事業で、新宮町として、これから工夫できること、やっていかなければならないことを第3期のデータヘルス計画のほうに載せていく予定にしているそうです。3月末までに計画を策定し、公表したいとの考えでした。

委員より、計画の大きな柱は、特定健診の受診率を上げることと認識している。若年層への受診の動機づけはどのように考えているか、との質問があり、勧奨の仕方を工夫するなど、保育士と一緒に考えていかなければならないと認識している。ICTの活用も検討したい。将来の種まきとなる事業展開を考えたいとの答弁がありました。

そのほか、ひとり暮らしの高齢者の死後に行政が対応するという人生の終活の実感として前もってご本人との間でやりとりをするというシステムをつくればどうかとの提案が委員からありました。

以上、報告を終わります。

総務建設常任委員会、委員長、西健太郎。

○議長（松井 和行君） ただいまの報告に対する質問を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。まず、2点お伺いします。

まず、スマートインターのところですね。スマートインターの件については、今まで全協とか、そこら辺で報告なりあったと思うので、ぜひ委員長のほうから、また資料等が何か出るみたいですから、そこら辺を全議員のほうに説明なり提出なりしていただくように、委員長のほうから申入れをしていただきたいというのが1点。

それとですね。2ページの上下水道課。下のほうの集合住宅の漏水事故ということで、前回ですか、前にも漏水事故があったと思うんですが、この漏水事故について、どういった状況で、どういふふうな感じで起こったのか、を聞かれています、お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） まず、スマートインターチェンジの経緯の資料の件ですが、この後でSD Neoのほうで共有できればと思っております。

2点目の漏水事故の件ですが、これは以前から説明あってある漏水事故の件で、その経過の報告になっていまして、全員協議会ですかね、報告があったかと思えますけども、内容的には新たに発生したというわけではございません。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。スマートインターの件はね、後で委員会の資料があがるんでしょうけど、何か資料要求、資料要求っちゃうか何か提出される資料があるみたいな、今お話が委員長のほうからあったので、それも含めてぜひお願いします。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 了解いたしました。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（松井 和行君） 次に、文教生活常任委員会、庵原委員長。

○委員長（5番 庵原 伸一君） 文教生活常任委員会の報告をいたします。

新宮町議会、議長、松井和行様。文教生活常任委員会委員長、庵原伸一。

令和5年第4回12月定例会における本委員会調査活動について、下記のとおり報告いたします。

社会教育課。

令和6年二十歳のつどいについては、記載のとおりです。

2番、図書館の9月、10月、11月の利用状況について。あわせて、しあわせ図書館利用状況については、記載のとおり報告を受けています。9月の6日、13日、20日全て水曜日ですけど、布絵本講座が行われています。11月の4日、5日図書館まつりで1,336人の参加報告がありましたという報告を受けています。

3番、新宮町文化振興財団からの報告。前理事長ご逝去に伴う、新理事長就任。新理事長、宇田川宣人氏。任期は、令和5年11月22日から令和7年6月開催される評議委員会までというふうに報告を受けております。

4番、ライジングゼファーフクオカ株式会社とのフレンドリータウンに関する協定締結について。フレンドリータウンというのは、クラブと自治体それぞれの資源を活用し、自治体における活動を相互に連携、協力することにより、スポーツの魅力あるまちづくりに推進するというもので、これは年内協定予定で有効期間は2年間という報告を受けています。新宮町内にはバスケットチームはあるそうです。

その他。社会教育行事、今後の主な予定については記載のとおりです。

学校教育課。町立幼稚園についての令和6年度新宮町立幼稚園入園児募集状況については、記載のとおりです。令和6年学級編成についても、記載のとおりです。

2番目、卒業（園）式及び入学（園）式日程については、卒業、入学について記載のとおりです。

相島漁村留学について。募集対象、小学校新3年生（現小学校2年生）・中学校新1年生（現小学校6年生）。学校説明会が、令和5年11月16日。令和5年12月9日、入学面接。選考結果は、12月の15日金曜までに通知ということで、今の応募内容については、小学生は7名応募があり3名予定、中学生は2名応募があり、1名か2名予定と説明を受けています。

4番、工事等の状況については、記載のとおりです。5番、その他。新宮東小学校の使用水量について、令和5年10月27日に説明を受けた新宮町東中学校における需用費（光熱水費）の推移については、学内に設置された「節約の鬼になろう」プロジェクトで、10月以降学校内における光熱水費の節約に努めているという報告を受けています。

次、子育て支援課。

1番、児童虐待防止の取り組みについて。昨年までは、名称を「児童虐待防止推進月間」として11月に実施していたが、今年度からは「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」と名称を変更しましたと。それで、以下記載のとおり、いろいろなのぼりとか、ポスターの設置などして取り組んであるという報告を受けております。

2番、新宮町子ども計画について。新宮町子ども計画策定調査、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者の意見を反映するための措置で、一応、6つの調査項目を検討しているということです。1番、子ども・子育て支援に関するニーズ。2番、ひとり親家庭実態。3番、小学生ニーズ。4番、中学生ニーズ。5番、若者施策に関する意識。6番、子どもの生活に関する実態調査。令和7年度策定予定で、令和6年2月調査票を配布予定で、回答はWEBを基本とするということです。

3番、一時預かり事業について。趣旨、幼稚園等に、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもので、実施主体、町（町が認めた者へ委託等も可）。負担割合は、国が3分の1、県3分の1、町3分の1。要件は、幼稚園又は認定子ども園（公

立・私立)、令和5年4月博多東幼稚園が幼稚園型認定こども園として開園(令和6年度当初予算に計上予定)です。

4番、乳幼児健診事業の充実について。内容、1歳半児健診までの母子健康管理のため、事業の充実を図るもので、新たに10か月児を対象に相談事業を実施するという事です。

5番、出産・子育て応援給付について。現在、現金給付(妊娠時、出産時それぞれ5万円)。令和6年度からは、デジタルポイントを用いたウェブカタログによる支給(妊娠時、出産時それぞれ5万円)っていうことで、いわゆる現物支給で1ポイント1円という報告を受けております。趣旨、出産育児関連用品等の購入や家事、子育て支援に係る費用助成で、現金給付されていたが、県が応援ギフト広域連携プラットフォームを整備し、県内自治体の利用が可能となったためという説明を受けています。

産業振興課。

渡船事業について、記載のとおりです。マリックス事業についても、記載のとおりで乗降客が伸びております。その他について、人権映画「夕日のあと」の上映について、記載のとおり、あるとの報告を受けております。

次、新宮町地域公共交通計画策定スケジュール。以下のとおりで、進めていきたいというふうな説明を受けています。

令和5年度一般社団法人おもてなし協会総会資料。令和5年9月27日水曜日に、定時社員総会を開催された資料が12月に提出されました。その中で、何で早く資料を出せないのかというような委員会のほうで申入れもしております。速やかに、こういう資料等については流しを欲しいと。その中で、質問等が委員会のほうから出ておりましたのが、内部留保金3億7,000万円ぐらいあるんですけど、その内訳の等についてはっていうふうな質問に対して、その内容等については、分からないというふうな回答でした。

それと、この中で、正規の職員1名採用されるというような内容等も入ってございましたけど、それについては、所管の課で、そういう相談等は受けているのかという質問については、そういう点については、相談等は受け取ったというような説明がっております。

健康福祉課。

障害児通所支援事業所給付金の返還について。すわテレビ園福津校(株式会社山根産業)、指定基準に定める人員配置を満たしていないこと等が発覚し、指定取り消し。金額は29万3,395円返還という説明を受けています。

臨時特別支援事業給付金(仮)について。令和5年11月2日、閣議決定「デフレ完全脱却ための総合経済対策」。低所得者への物価高対策「重点支援地方交付金」1世帯7万円。基準日等は、詳細は未定というふうな説明です。価格高騰重点支援事業給付金実績報告(3万円給付)に

については、記載のとおりです。上の臨時特別支援事業給付金についての所帯数については、2,380所帯というふうな報告を受けております。

福祉事業者支援助成金について。1、対象件数は記載のとおりです。経過報告については、令和5年11月、申請等の案内文書を送付。申請書を受付後、随時振込、提出期限は令和6年2月28日ということで、この予算については、9月の補正予算に計上してあります。

高齢者窓口案内チラシ。内容は、9月一般質問を受け、高齢者等に関する窓口を住民に周知するもの。周知方法、広報の折り込みで周知予定。全戸配布予定で、この分については委員から案はできていないのかというふうな質問があり、今、案はできているんですけど、間違い等があったらいけないので、所管課の担当課に今、回覧をし、訂正等があるかどうか協議をしているということで、来年の2月か3月のActive新宮に折り込みたいと、A3版を考えているというふうな説明を受けております。

その他。高齢者移動支給について、詳細は担当課で今検討中ということで、敬老金についても、縮小の方向で検討中だということです。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンについて。重症化予防を目的に法に基づき定期接種として実施。詳細は未定ですが、必要対象65歳以上の人で60歳から64歳までの基礎疾患がある人。接種時期は、年1回の接種とし、時期は秋か冬、自己負担ありという説明がっております。

環境課。

楯の松原保全活動についてと今後の予定については、記載のとおりです。

2番目、第2次新宮町環境基本計画についても、現計画、次期計画、現在素案を策定中ということで、今後のスケジュールについても記載のとおりです。

まつり新宮での啓発活動については、記載のとおりです。ECOチャレンジ応援事業の応募状況について。募集世帯数は300世帯で、今、応募所帯は記載のとおりで、これは令和6年1月末までということで、担当課のほうからは当初予想よりも多かったと、令和6年度についても実施していくという説明を受けております。

その他。

新宮町スポーツ協会「施設管理に関する要望書」について、学校教育課、社会教育課にて検討ということで、この件につきましては来年の1月の予算の査定後、2月になりましたら社会教育課、学校教育課のほうから資料を提出していただき、委員会を開催して説明を受けるということを申入れをしております。

以上で、文教生活常任委員会の報告を終わります。

文教生活委員会、委員長、庵原伸一。

○議長（松井 和行君） ただいまの報告に対する質問を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 健康福祉課のその他のところ、高齢者移動支援について詳細は検討中と。意味がわかんないんですけど、何が書かれているのか、具体的にご説明ください。

○議長（松井 和行君） 庵原委員長。

○議員（5番 庵原 伸一君） いろいろ案は検討されておりますけど、委員会に報告とか、そういうふうにできるような今のところ内容等ではないということですので、詳細等が決まりましたら、委員会等に報告をしてもらうようにということをお願いします。

なお、敬老金についても、いろいろ課内とか役場内では検討されているということですけど、委員会に報告できるような今状況ではないという説明を受けています。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） お尋ねしているのは、ここに書いてある言葉は、高齢者移動支給って書いてあるんですよ。意味が分からないんですけど、この。あなたたちは聞いとるけん、分かるやろうけど、俺たちは言葉で聞いたことしか分からん。文字も書いてあるし、言葉もそげん言うたし。専門用語を書いてあるけん、分からん。

庵原委員長。

○議員（5番 庵原 伸一君） 移動支援の間違いです。すみません、訂正をお願いします。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。

○議員（8番 横大路 政之君） だけん、それを説明してって。

○議長（松井 和行君） 庵原委員長。

○委員長（5番 庵原 伸一君） 6年度中には、支援等についてされるんですけど、今言いましたように、詳細については報告できるふうじゃないというふうなことの説明を受けています。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 大変申し訳ないですけど、高齢者の方の移動支援という言葉では分かるんですが、例えば、引き合いに出したら申し訳ないですけど、私が一般質問したマリックスで移動される方とか、それからタクシー、その他いろんな交通手段の話なのか、それともそれ以外の何がしかの活動なのか、その辺の概略っていうのは、具体的なやり方は多分、これから検討されるんでしょうから、それはそれでいいんですけど、高齢者の方の移動支援というのは、何をどういうふうに指すのかをご説明いただきたいんですけど。

○議長（松井 和行君） 庵原委員長。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今言われましたように、検討されてる内容は、タクシーとマリックスを検討されているというふうに説明は受けています。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 健康福祉課の障害児通所支援事業所が、人員を満たしていないことが発覚して、指定取消しになったということでございますが、替わりの施設なり何なりは決まったのでしょうか。

それから、現在、通所してある障がい児の方は、ちゃんとフォローができていますのかっていうのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 庵原委員長。

○議員（5番 庵原 伸一君） この件については今、通所については、そのとおり通所しているという説明を受けておりました、あくまでも一部、この金額について、指定を満たしていないということでの返還金ということで報告を受けています。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） では、引き続き障がい児の方は、同事業所に通園というかしてあるけれども、要するに、町が補助している金額が一部返金になるってということですか。

○議長（松井 和行君） 庵原委員長。

○委員長（5番 庵原 伸一君） そのとおりでよろしいと思います。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。ご苦労さまでした。

以上で、委員会報告を終わります。

---

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認め、よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和5年第4回新宮町議会定例会を閉会いたします。長期間、ご苦労さまでした。

午後3時21分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員（3番議員）

署名議員（4番議員）